

令和4年5月31日
課名：総務部契約検査課
内線：1383・1384

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者： 住 所 岡山県岡山市北区表町1-5-1
商号又は名称 アイサワ工業(株)
- 指名停止の期間：
令和4年5月31日から令和4年11月30日まで（6ヶ月間）
- 事実概要：
当該業者が、同社の社員が、防衛省近畿中部防衛局発注の公共工事に関し、令和4年5月10日、公契約関係競売等妨害容疑で逮捕された。
- 指名停止の理由：
行橋市指名停止等措置要綱第3条（指名停止）第1項の別表第2（競売入札妨害又は談合）の9の項に該当する。
従って、本件については、指名停止6ヶ月間とする。

【指名停止等措置要綱 別表第2（競売入札妨害又は談合）の9の項該当】

措 置 要 件	期 間
9 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した建設工事等又は物品購入等に係る契約に関し、建設業者若しくは物品業者である個人又は建設業者若しくは物品業者の役員若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から 6月以上12月以内